

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月1日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 8件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	過渡現象記録解析装置において、監視項目の原子炉冷却材再循環系(A)ループ流量に指示変動が認められたため、当該装置データ入力箇所を点検。(関連中操監視計器の指示に変動なし)	GⅢ	
2	2号機	原子炉隔離時冷却系テスト可能逆止弁リミットスイッチ用フレキシブル電線管(3本)において、変色・炭化が認められたため、当該部フレキシブル電線管を交換。	GⅡ	
3	2号機	海水熱交換機建屋(屋外)地下海水系配管のT字管溶接部において、海水漏れ(にじみ)が認められたため、当該箇所を溶接補修。	GⅢ	
4	2号機	低圧蒸気タービン下半内部車室(A)浸透探傷検査を身体を横たえて実施中、ワイヤーバフの素線1本が左大腿部に刺り病院で処置したため、当該作業時にブリキ養生を実施。	GⅡ	
5	3号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ(A・B)海水ストレーナ入口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	GⅢ	
6	3号機	タービン建屋加熱蒸気供給ライン圧力制御弁において、圧力制御不良が認められたため、当該弁を点検補修。	GⅢ	
7	4号機	取水設備スクリーン装置浸透探傷検査において、パー回転式スクリーン(H)及びトラベリングスクリーン(H)のモータベース固定部に線状指示模様(各2箇所)が認められたため、当該部を溶接補修。	GⅢ	
8	4号機	取水設備スクリーン装置点検時、トラベリングスクリーン(H)ハウジング本体に腐食が認められたため、当該部を当て板溶接補修。	GⅢ	